

〈団体〉	特別団体割引の適用について
特別団体割引	
◆有料利用者人員が20名未満の場合も下記に該当する場合は、団体割引の対象になります a. 三重県内の保育園が、保育時間内に、保育指針に基づく保育活動として来館し、対象の施設を利用する場合 b. 三重県内の幼稚園及び小・中学校において、教育活動の時間内に、教育課程に基づく教育活動として来館し、対象の施設を利用する場合 c. 三重県児童館連絡協議会に加盟している児童館が、児童館の活動として、対象の施設を利用する場合 d. 三重県内の児童福祉施設の児童が、施設の活動として、対象の施設を利用する場合 ◆申請方法 「団体入館申込書」といっしょに、以下に記載の「特別団体割引申請書」に必要事項をご記入の上ご提出ください	

特別団体割引申請書 みえこどもの城の利用に際し、下記のとおり、利用料金の団体割引を申請いたします。 団 体 名 _____ 代表者名 _____ 印 住 所 _____ 電話番号 _____		
利用施設 及び 視聴番組名	ドームシアター	
利用日・利用時間	月 日 () : ~	
施設利用者 学年(組)等と人数	学年・組 等	人数
		人
		人
		人
	合 計	人
引率者の名前		
引率者の連絡先 (当日)		